

発議第13号

防災・減災対策としての公共事業による社会基盤再構築を求める意見書について

地方自治法第99条及び第112条の規定により意見書を次のとおり提出する。

平成24年6月18日提出

|         |       |
|---------|-------|
| 熊本市議会議員 | 齊藤 聰  |
| 同       | 江藤 正行 |
| 同       | 牛嶋 弘  |
| 同       | 坂田 誠二 |
| 同       | 澤田 昌作 |
| 同       | 鈴木 弘  |
| 同       | 藤岡 照代 |

熊本市議会議長 津田征士郎 様

## 意見書（案）

社会基盤を再構築するための防災・減災対策としての公共事業により、経済の活性化及び雇用創出を図られるよう要望いたします。

### （理由）

1960年代の高度経済成長期から道路や橋梁、上下水道など社会資本の整備が急速に進みました。高度経済成長期に建築されたものは、現在、建築後50年を迎え老朽化が進んでいます。国土交通省の「道路橋の予防保全に向けた有識者会議」は平成20年5月の提言の中で、「2015年には6万橋が橋齢40年超」となり、建築後50年以上の橋梁が2016年には全体の20%、2026年には同47%と約半数にも上る現状を提示し、経年劣化により「劣化損傷が多発する危険」を指摘しています。地震大国といわれる我が国は、防災性の向上の観点からも、社会インフラの老朽化対策は急務の課題といえます。

災害が起きる前に、老朽化した社会資本への公共投資を短期間で集中的に行うことによって、全国で防災機能の向上を図ることができます。同時に、それは社会全体に需要を生み出すこともできます。つまり、防災・減災と経済活性化をリンクさせた諸施策の実施が可能なのです。

一方、景気・雇用は、長引くデフレと急激な円高によって極めて厳しい状況が続いており、そのために必要な政策が需要の創出です。そこで、公共施設の耐震化や社会インフラの再構築は、雇用の創出に必要な公共事業として潜在的需要が高くなっていると考えます。

よって、政府におかれては、国民と日本の国土を守り、安全・安心な社会基盤を再構築するため、防災・減災対策としての公共事業を緊急かつ集中的に行い、経済の活性化や雇用創出に資する下記事項の防災対策を実施されるよう強く要望いたします。

### 記

- 1 道路や橋梁、上下水道、河川道、港湾など、老朽化が進み更新時期が近づいている社会インフラを早急に点検・特定し、維持・更新のための公共投資を積極的かつ集中的に行うこと。
- 2 電気、ガス、水道、通信などのライフラインの共同管化・無電柱化を促進し、都市の防災機

能の向上を図ること。

- 3 地域の安全・安心のために、学校等の公共施設や病院・介護等の社会福祉施設など、地域の防災拠点の耐震化及び防災機能の強化を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成 年 月 日

議 長 名

内 閣 総 理 大 臣  
文 部 科 学 大 臣  
厚 生 労 働 大 臣  
経 済 産 業 大 臣  
国 土 交 通 大 臣

} 宛 (各通)